

# 2018 司法書士オープン【総合編③】

## 記述式(商業登記)

### 採点講評

#### 第1欄 (商号変更による移行後の通常の株式会社についてする設立の登記)

##### 1 登記の事由

商号中に「株式会社」の文字を使用する商号変更の決議をした日をもって「平成30年6月18日商号変更による設立」と記載することが正解でした。これ以外にも、実質的には変更の登記（「取締役の変更」「募集株式の発行」など）が申請されているわけですが、これらを別途表記する必要はありません。また、登記申請をする日を記載している答案もしばしばありましたが、この日付は、登記記録に関する事項に現れることとなります（「平成30年7月2日有限会社ファーマシーを商号変更し、移行したことにより設立」）。このあたりの整理のしかたについては本稿の補足1を参考にしてください。

##### 2 登記すべき事項（全般）

設立の登記の申請書の登記すべき事項においては、当該類型の会社の登記事項をひとつおとり全部書くこととなります。個々の登記事項に関し、変更の登記のような原因年月日の記載は必要ありません。今回は、特に「貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項」に関し「設定」という原因を記載している解答や「発行済株式の総数」及び「資本金の額」に関し「変更」という原因を記載している解答が目立ちました。

また、本問では、目的の解答は不要とされていましたが、これを記載してしまっている答案が予想外に多数ありました。このような答案作成の手間を減らす方向での指示を見逃がすのはもったいないので、注意してください。

##### 3 役員に関する事項

特例有限会社では取締役につき住所を記載し、会社を代表しない取締役がある場合に限り、代表取締役の氏名を記載します。また、監査役について氏名だけでなく、住所の記載も必要です。このようになっている別紙1 登記記録の抜粋に引きずられたのか、取締役・監査役の住所を記載してしまっている答案が目立ちました。通常の株式会社においては、取締役・監査役は氏名のみ、また、会社を代表しない取締役の有無にかかわらず、代表取締役の氏名及び住所を記載することを再確認してください。

また、取締役の全員につき代表取締役として登記してしまっている答案も散見されましたが、本問における互選による代表取締役の予選は、取締役の全員が同一のため、有効なものでした。選定された者のみを代表取締役として登記すべきでした。

新任の監査役Fの氏名とともに監査役Dの氏名を残してしまっている答案も目立ちました。特例有限会社は全てその監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるとみなされているところ、移行後の通常の株式会社の定款に当該定め

がないため、移行時に監査役Dは任期満了退任し、監査役の権利義務を有する者にもならないと判断し、監査役Dの氏名を記載しないことを選択する必要があったのです。

#### 4 支店に関する事項

移行の際に①設置された支店、②廃止された支店及び③特に何も決定しておらず、そのままの支店の3か所が存在する事案でした。③の支店の所在場所を登記すべき事項として記載すべきことはもちろんなので、①は記載できない、②はあえて記載しないという取扱いが問題でした。これは、もう少し一般化して言うと、移行の際に支店を設置し、移転し、又は廃止する場合、通常の株式会社の商号変更による設立の登記の登記すべき事項として記載する支店を、特例有限会社の登記記録上の支店と異なったものとすることができるかどうか、という問題です。その可否は、原因が「設置」か「移転」か「廃止」かどうかだけで決まるものではなく、支店所在地の管轄登記所のいかんにかかわります。これも補足2として整理しておきますので、ご参照ください。

#### 5 登記記録に関する事項

「平成30年7月2日有限会社ファーマシーを商号変更し、移行したことにより設立」と正確に記載できていない答案が目立ちました。「株式会社ファーマシー」という文言が入っている解答がありましたが、まさにその商号の会社の設立の登記の申請書なのでから要りません。また本店の記載も不要です。閉鎖される特例有限会社の本店と異なる本店をもって設立の登記をする（新たな登記記録を起こす）ことは想定されていません。

#### 6 登録免許税額

特例有限会社の資本金の額に相当する額につき軽減税率1000分の1.5、募集株式の発行によってその額を超える部分につき税率1000分の7でそれぞれ計算した上で合算する必要がありましたが、正確に解答できている答案は多くありませんでした。

#### 7 添付書面の名称及び通数

「印鑑証明書3通」の解答が抜けている答案が目立ちました。これは商業登記規則61条6項2号の規定により、代表取締役の選定に関する書面（互選書）の印鑑について必要なものでした。これら取締役の個人実印に係る証明書の添付は、移行の前後を通じて代表取締役であるAが登記所に提出している印鑑を押しさえすれば省略できますが、移行の際に就任する代表取締役がある場合にも、設立の登記の申請書に関し、この規定（商登規61条6項）の適用があることは意識してください。なお、取締役の就任承諾書に押し印鑑の証明書の添付を求める規定（商登規61条4項）の適用もありますが、本問では取締役全員再任のため不要でした。

### 第2欄（商号変更前の特例有限会社についてする解散の登記）

解散の登記を記載せずに支店の廃止や設置の登記を解答してしまっている答案がかなりありました。移行の登記というのは、設立の登記及び解散の登記の2通の申請書を各別に作成し、それらを同時に提出する仕組みであることを理解しておきましょう。

### 第3欄（商号変更，免責の登記，支店の設置）

変更後の商号とともに英文表記を記載している答案が散見されました。ローマ字を使用した商号を登記することは認められていますが，商号の英文表記は登記事項ではありません。また，免責の登記に関し，「平成30年7月10日設定」と原因年月日を記載している答案が目立ちました。免責の登記は変更の登記ではなく，支配人選任の登記などと同様，独立の登記といわれるものであり原因年月日は入れません。

#### 補足1 設立の登記申請書の諸類型

	登記の事由	会社成立の年月日	登記記録に関する事項
A	平成○年○月○日発起設立の 手続終了	申請書には書かない。	設立
B	平成○年○月○日募集設立の 手続終了	申請書には書かない。	設立
C	設立の手続終了	申請書には書かない。	設立
D	平成○年○月○日新設合併の 手続終了	申請書には書かない。	(本店1)(商号1)及び(本店2)(商号2)の合併により設立
E	平成○年○月○日新設分割の 手続終了	申請書には書かない。	(本店)(商号)から分割により設立
F	平成○年○月○日株式移転の 手続終了	申請書には書かない。	設立
G	組織変更による設立	組織変更前の会社の登記記録上の会社成立の年月日と同じ日を書く。	平成○年○月●日(商号)を組織変更し設立
H	種類変更による設立	種類変更前の持分会社の登記記録上の会社成立の年月日と同じ日を書く。	平成○年○月●日(商号)を種類変更し設立
I	平成○年○月○日商号変更による設立	商号変更前の特例有限会社の登記記録上の会社成立の年月日と同じ日を書く。	平成○年○月●日(何某有限会社)を商号変更し，移行したことにより設立

A及びBが株式会社の通常の設立，Cが持分会社の通常の設立。DからFまでは組織再編。

#### 表の説明

##### ① 会社成立の年月日

実体上新たな法人格が成立する場合は，AからCまで及びDからFまでです。これに対し，GからIまでについては，「設立の登記」という形式によるものの，会社の登記簿の種別が変更されるだけであり，法人格が連続しています。

今回出題された商号変更（I）のほか、種類変更（H）と組織変更（G）もそうですが、これらによる設立の登記申請書における「会社成立の年月日」の記載の要否及びその具体的な日付は、この点と結びつけると理解しやすいです。まず、AからCまで及びDからFまでのように新たな法人格の成立がある場合には、申請人において、会社成立の年月日を申請書に記載することを要しません。これらの場合、会社成立の年月日は、登記官の職権で、登記の日付をもって記録することになります。

これに対し、変更の前後で法人格が連続しているGからIまでの場合、解散の登記によって閉鎖されることになる変更前の会社の登記記録上の会社成立の年月日と同一の日付をもって、会社成立の年月日を設立の登記の申請書に記載します。商号変更・種類変更・組織変更による設立の登記及び解散の登記は、たとえば言えば、同一人が、ある国（有限会社登記簿）から別の国（株式会社登記簿）に国籍を変更するようなもので、その人の生年月日（会社成立の年月日）までが変わるわけではないからです。

② 登記の事由又は登記記録に関する事項における日付の記載

「登記の事由」における年月日の記載を要するものには、例外なく登記申請期間の起算点を入れます。なお、Cは持分会社の通常の設定の登記であって登記申請期間は法定されていないので、年月日の記載は不要です。また、G及びHについては、「登記記録に関する事項」に現れる年月日（効力発生日）が登記申請期間の起算点となるので、登記の事由に重ねて記載する必要はないことになります。

Iの特例有限会社から通常の株式会社への移行の登記については、「登記の事由」及び「登記記録に関する事項」の双方に年月日を入れる点で他と違います。具体的には「登記の事由」に登記申請期間の起算点である商号変更の決議の日、「登記記録に関する事項」に登記申請日をそれぞれ記載します。このことは、「登記の事由」については、登記申請期間の起算点を入れる点で、Iと同じく登記により効力を生じるA及びB並びにDないしFのグループと同様であり、「登記記録に関する事項」については、効力が生じる日を記載する点で、G・Hの組織変更・種類変更と同様と覚えるとよいでしょう。

**【設立の登記と同時にすべき解散の登記の申請書の諸類型】**

	登記の事由	登記記録に関する事項
D	合併による解散	※(本店1)(商号1)と合併して(本店3)(商号3)を設立し解散 ※(本店2)(商号2)と合併して(本店3)(商号3)を設立し解散
G	組織変更による解散	平成○年○月●日(本店)(商号)に組織変更し解散
H	種類変更による解散	平成○年○月●日(本店)(商号)に種類変更し設立
I	商号変更による解散	平成○年○月●日(本店)(何某株式会社)に商号変更し、移行したことにより解散 ※※

※ 申請書には日付の記載を要しないが、登記記録には、新設合併の効力発生日、すなわち、新設合併の設立の登記をした日をもって日付が記録される。

※※ 申請書に登記申請日をもって解散年月日を記載する。ただし、申請書を郵送する方

法により申請する場合は、登記申請日が確定しないから、解散年月日を記載しなくてもよい。この場合、登記記録には、商号変更による移行の効力発生日（登記申請日）をもって日付が記録される。

## **補足2 通常の株式会社の商号変更による設立の登記の登記すべき事項として記載する支店を、特例有限会社の登記記録上の支店と異なったものとするができる場合**

解説P.31では、できない場合に注目して整理しているのですが、ここでは、設置・廃止・移転のそれぞれについて、できる場合をまとめておきます。

### **1. 支店の設置**

本店又は既存の支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に支店を設置する場合は、通常の株式会社の商号変更による設立の登記の登記すべき事項に当該新支店を記載することができる。

本問で設置された横浜市の支店の管轄登記所には、本店も他の（既に設置された）支店も存しないので、記載することができなかつたのです。

### **2. 支店の廃止**

① 本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある支店を廃止する場合は、通常の株式会社の商号変更による設立の登記の登記すべき事項に当該廃止された支店を記載しないことができる。

② 支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある支店を廃止する場合は、支店の廃止後も当該登記所の管轄区域に他の支店の登記がある場合に限り、通常の株式会社の商号変更による設立の登記の登記すべき事項に当該廃止された支店を記載しないことができる。

本問では、東京法務局新宿出張所に2か所の支店があり、うち1か所のみ廃止する事案だったので、廃止された支店は記載しないことができたのです。

### **3. 支店の移転**

同じ登記所の管轄区域内での移転であれば、移転後の支店の所在場所（新所在場所）を記載することができることは明白ですが、管轄区域外への移転であっても、次の①から③までの場合は、通常の株式会社の商号変更による設立の登記の登記すべき事項に新所在場所を記載することができます。

① 本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内から支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に移転する場合（新所在地に他の支店の登記がある場合に限り）

② 支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内から本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に移転する場合（旧所在地に他の支店の登記がある場合に限り）

③ 支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内から支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に移転する場合（新所在地及び旧所在地の双方に他の支店の登記がある場合に限り）